

由布市告示第8号

令和3年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月18日

由布市長 相馬 尊重

- 1 期 日 令和3年2月25日木曜日
 - 2 場 所 由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷺野 弘一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
瀧野けさ子君	田中真理子君
工藤 安雄君	甲斐 裕一君
佐藤 人已君	

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和3年2月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第3号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第4号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算(第12号)」
- 日程第12 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第13 議案第2号 由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定について
- 日程第14 議案第3号 由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例について
- 日程第15 議案第4号 由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第5号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第6号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第7号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第8号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第9号 由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第10号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第11号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

- 日程第23 議案第12号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第13号 由布市市民農園条例の一部改正について
- 日程第25 議案第14号 由布市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第27 議案第16号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第29 議案第18号 市道路線（古野水毛ツル線）の認定について
- 日程第30 議案第19号 市道路線（林線）の認定について
- 日程第31 議案第20号 市道路線（寺小野栗ノ木線）の認定について
- 日程第32 議案第21号 「事務の委託の協議について」の一部訂正について
- 日程第33 議案第22号 令和2年度由布市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第34 議案第23号 令和2年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第24号 令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第25号 令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第26号 令和2年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第38 議案第27号 令和3年度由布市一般会計予算
- 日程第39 議案第28号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第40 議案第29号 令和3年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第41 議案第30号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第42 議案第31号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第43 議案第32号 令和3年度由布市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

- 日程第7 報告第3号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第4号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）」
- 日程第12 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第13 議案第2号 由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定について
- 日程第14 議案第3号 由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例について
- 日程第15 議案第4号 由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第5号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第6号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第7号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第8号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第9号 由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第10号 由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第11号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第12号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第13号 由布市市民農園条例の一部改正について
- 日程第25 議案第14号 由布市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第27 議案第16号 由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第17号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第29 議案第18号 市道路線（古野水毛ツル線）の認定について
- 日程第30 議案第19号 市道路線（林線）の認定について
- 日程第31 議案第20号 市道路線（寺小野栗ノ木線）の認定について

- 日程第32 議案第21号 「事務の委託の協議について」の一部訂正について
日程第33 議案第22号 令和2年度由布市一般会計補正予算（第13号）
日程第34 議案第23号 令和2年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第35 議案第24号 令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第36 議案第25号 令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第37 議案第26号 令和2年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）
日程第38 議案第27号 令和3年度由布市一般会計予算
日程第39 議案第28号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第40 議案第29号 令和3年度由布市介護保険特別会計予算
日程第41 議案第30号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第42 議案第31号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第43 議案第32号 令和3年度由布市水道事業会計予算
-

出席議員（17名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 佐藤 孝昭君 | 2番 高田 龍也君 |
| 3番 坂本 光広君 | 4番 吉村 益則君 |
| 5番 田中 廣幸君 | 6番 加藤 裕三君 |
| 7番 平松恵美男君 | 8番 太田洋一郎君 |
| 9番 加藤 幸雄君 | 10番 鷺野 弘一君 |
| 11番 長谷川建策君 | 12番 佐藤 郁夫君 |
| 13番 淵野けさ子君 | 14番 田中真理子君 |
| 15番 工藤 安雄君 | 16番 甲斐 裕一君 |
| 17番 佐藤 人已君 | |
-

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 馬見塚量治君 | 書記 一野 英実君 |
| 書記 生野 洋平君 | |
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	一尾 和史君
財政課長	庄 忠義君	総合政策課長	佐藤 正秋君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			佐藤 俊吾君
建設課長	佐藤 洋君	農政課長	河野 克幸君
農林整備課長	日野 正美君	水道課長	三ヶ尻郁夫君
商工観光課長	衛藤 欣哉君	環境課長	田代 浩樹君
保険課長	佐藤 幸洋君	高齢者支援課長	後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長			生野 浩一君
消防長	近藤 健君	代表監査委員	大塚 裕生君
選挙管理委員長	浦松 辰信君		

午前10時00分開議

○議長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。

これより令和3年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、申合せ事項に基づいた対応をお願いします。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長、代表監査委員及び選挙管理委員長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 人已君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、田中廣幸君、6番、加藤裕三君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの26日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人巳君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの26日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。

令和3年第1回定例会の開会に当たりまして、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

初めに、令和2年7月豪雨災害の影響により不通となっておりますJR久大本線の由布院一庄内間の運転が今月13日より再開されました。また、3月1日には由布院一豊後森間の運転も再開予定となっており、これにより皆様方が大変待ち望んでおりました久大本線の全線で運転が再開される見込みとなりました。改めまして、これまでの間、久大本線の運転再開に御尽力をいただきましたJR九州の皆様をはじめ、運転再開までの間、代行バスの運行をしていただきました各バス会社の皆様、また全線復旧に向け御尽力をいただきました多くの関係者の皆様にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

また、このたび、湯布院地域の新たなまちづくり拠点施設となる、ゆふいんラックホールが完成し、3月8日より一部窓口業務が新しい施設でスタートいたします。本施設の建設に当たりましては、議員の皆様をはじめ多くの方々の御理解と御協力により無事、完成の運びとなりました。この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会において提案いたすこととしております報告6件、承認1件、議案32件につきましては、どうか慎重な御審議をいただき、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

また、本日お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いを申し上げます。次第ですが、少しお時間をいただきまして幾つかの項目について御報告申し上げます。

まず、昨年12月28日には、年末特別夜警を実施していただいております由布市消防団庄内方面隊の皆様へ夜警活動に対する激励と御礼を申し上げ、1月15日に庄内総合運動公園で消防団員の士気の高揚と資質の向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。今回の点検は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から規模を縮小しての実施となりましたが、

由布市消防団の皆様には日頃より昼夜を分かたず消防・防災活動に御尽力いただいておりますことに心から敬意と感謝の意を表する次第です。

続きまして、2月5日には由布大分環境衛生組合議会の定例会及び解散式に出席をいたしました。本組合は、地域住民の皆様や組合議会並びに関係機関・団体の皆様など多くの方々の御理解と御協力の下、これまで由布市と大分市の環境行政の発展に努めてまいりました。今年度末をもちまして50年という長い歴史に幕を下ろすこととなりました。これまで本組合に対し、お力添えを賜りました関係者の皆様方には心より御礼を申し上げる次第です。

2月17日には第16回大分県まち・ひと・しごと創生本部会議へ出席し、当面の新型コロナウイルス対策や令和3年度の地方創生の推進について情報を共有いたしましたところ です。

5,000万円以上の工事請負契約につきましては、昨年12月15日以降、契約案件はございません。

以上、報告といたします。

○議長（佐藤 人巳君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、令和2年第4回定例会において採択されました請願、陳情の処理の経過と結果について執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和2年第4回定例会におきまして御審議をいただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号11、件名、湯平温泉の災害からの早期復旧に関する請願書ですが、7月豪雨災害により湯平温泉が被った甚大な災害の早期復旧については、湯平温泉活性化対策協議会を設立し、地元・県と協議しながら復旧に向けた取組をスピード感を持って進めているところです。

具体的には花合野川護岸の復旧、遊歩道整備、温泉配湯管の遊歩道への埋設、防災拠点整備、にぎわいの場の創出、提灯の更新など多岐にわたる施策を順次実現していくこととしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（浦松 辰信君） 選挙管理委員長です。令和2年第4回定例会におきまして御審議いただきました陳情につきまして、その結果を報告いたします。

受理番号2、件名、選挙公報を市のホームページに掲載してくださいとの陳情についてでございますが、選挙管理委員会では、今後、執行される選挙、令和3年10月執行予定の市長・市議会議員選挙において発行いたします選挙公報を由布市ホームページに掲載する予定でございます。

また、選挙執行後につきましても継続して由布市ホームページに掲載することといたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 請願、陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、長谷川建策君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議会議長の長谷川建策です。令和3年第1回由布大分環境衛生組合議会定例会が開催されましたので、その概要について報告をいたします。

令和3年第1回議会定例会が2月5日午前10時から開催されました。会期は当日1日限りとし、議事事件として、報告2件、議案1件が上程されました。

出席議員は8名全員の出席でございました。

議案については管理者より提案理由の説明があり、事務局から詳細説明を受けました。

審査結果でございますが、報告第1号、由布大分環境衛生組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する報告については、由布市、大分市の令和2年第4回定例会にて、由布市は令和2年12月15日に可決、大分市は令和2年12月14日に可決されたことの報告がありました。

次に、報告第2号監査委員の定期監査報告についてであります。代表監査委員の大塚裕生氏から、定期監査を令和3年1月14日の1日間、甲斐監査委員と2名で監査を実施したとの報告がありました。

監査の意見として、関係諸帳簿は適正に整備、もしくは管理され、問題ないと報告がありました。

また、3月末の解散に伴う協議を大分市、由布市と十分協議していると思うが、詳細なことも調整し、今後の運営に支障のないようにお願いしたいとの監査報告がなされました。

次に、議案第1号、令和2年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億1,320万5,000円と定めるものです。歳入は予算の見直しによる由布市・大分市の清掃費負担金の減額が主なものであります。

歳出の補正は、し尿処理に係る医薬材料費の入札減に伴う需要費の減額、施設の機械点検整備に係る業務委託費の見直しや、入札減による委託料の減額が主なものであります。

慎重審議の結果、全員の賛成で可決されました。

以上で、令和3年第1回由布大分環境衛生組合定例会の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 人巳君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田洋一郎君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（太田洋一郎君） おはようございます。大分県後期高

齢者医療広域連合議会議員の太田です。令和3年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会について報告させていただきます。

会議名、令和3年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。日時、令和3年2月1日月曜日午後1時30分より。会期、1日間とします。場所、大分市、大分県医師会館6階会議室。出席状況、出席26名、定数26名です。

議事日程。

議案第1号、大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて。

副広域連合長の選任は、広域連合規約第13条において、その任期は関係市町村長としての任期によると規定されていることから、本田博文氏の日出町長としての任期が、令和2年9月4日をもって満了となったことに伴い、空席になっている副広域連合長に本田博文日出町長を再任し、地方自治法第292条において準用する同法第162条及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第12条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

賛成多数で同意することに決定いたしました。

議案第2号、専決処分した事件の承認について「大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」についてでございます。

令和2年9月4日に高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正の交付に伴い、所要の改正が必要になったため、条例の一部改正として、令和2年10月22日付をもって専決処分したことについて承認を求めるものです。

具体的な内容は、平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。後期高齢者医療制度においても、その所得情報を軽減に係る基準額算定に活用していることから、制度内で意図せざる影響や不利益が生じないように規定の見直しを行ったものでございます。

賛成多数で決定いたしました。

議案第3号、令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,120万円とするもの。その主な内容は、歳入では分担金及び負担金に構成市町村からの事務費負担金を7億9,865万2,000円、繰入金に財政調整基金繰入金を1億2,233万3,000円計上、歳出では、総務費に2億4,681万7,000円、民生費に特別会計事務費繰出金として6億6,824万7,000円計上するもの。賛成多数で決定いたしました。

議案第4号、令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,971億1,200万円とするもの。

その主な内容は、歳入では、市町村支出金を312億4,563万円、国庫支出金を676億7,564万6,000円、県支出金を166億846万9,000円、支払基金交付金を776億4,379万円計上。

歳出では、保険給付費の療養諸費に1,856億4,820万9,000円、高額療養諸費に87億9,109万3,000円、その他、医療給付費に2億2,320万円計上するもの。賛成多数で決定いたしました。

議案第5号、大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についてでございます。

平成29年度から当分の間を計画期間として、平成29年1月に策定した第3次広域計画で掲げた関係市町村との連携を継続し、後期高齢者医療制度の安定的な運営を行うため、計画期間を令和3年度から令和7年度までとする。大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を地方自治法第291条の7第3項の規定により策定するものでございます。賛成多数で決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 広域連合議会の報告が終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4. 市長の施政方針

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 令和3年由布市議会第1回定例会の開会に当たり、令和3年度予算案をはじめ、重要な案件の御審議をお願いいたしますこの機会に、私が市政に臨む上での方針を申し上げます。

来る令和3年度、私にとりましては任期4年間の集大成を迎えることとなりますが、市民の皆様にご協力いただいた任期4年間の総仕上げを行うとともに、あるべき由布市の創生という未来のステージへ進むため、より一層の決意と情熱を持って市政を進めてまいり所存でございます。

これまで、市長就任以来、私の市政運営に対する基本としております「5つの想い」により、令和3年度に向けての基本的な考えや取り組む事業などについて述べさせていただきます。

まず、安全・安心で快適なまちづくりです。

昨年、私たちがこれまで経験したことのない大変大きな事態に見舞われました。

その一つが新型コロナウイルスという見えない脅威です。日常生活において多くの制約を強いられ、経済的にも大変厳しい状況が続いています。

市といたしましては、いち早く対策本部を設置し、情報の収集と市民の皆様への即時の周知を行いつつ、でき得る限りの対策、支援事業に取り組み、必要な物品の配布や環境整備を行ってま

いました。

今後、本格化するワクチン接種に向けて十分な準備を行い、万全の態勢を整えているところでございます。

2つ目には、7月の豪雨災害です。まさに50年に一度という大きな災害に見舞われ、特に、尊い命を失う事態となり、市長として痛恨の極みです。その深い傷跡が今なお市内随所に残っています。

この未曾有の災害に対しましては、県内外から温かい激励やたくさんの御支援をいただき、改めて衷心より感謝申し上げる次第です。

特に甚大な被害が発生した阿蘇野地区をはじめとする農業土木災害につきましては、大分県や近隣市から人材支援を受けながら、一刻も早い復旧に向けて、全力で取り組んでいるところです。

同様に、大きな被害を受けました湯平地区についても令和3年度予算に災害復興対策枠を設けの中で、歴史と風情ある湯平温泉の復旧・復興を進めてまいります。

今や災害に強いまちづくりは必須の行政施策です。市といたしましても令和3年度からの国土強靱化計画の策定を進め、人命の保護や市機能の維持、施設被害の最小化について定めているところです。

なお、既に策定済みの地域防災計画については、国や県の避難勧告等のガイドライン修正等に合わせ、より実態に即した見直しを行い、国民保護計画についても同様の見直しを行い、ともに市報やホームページでお知らせしたところです。

また、各種災害に備えるための由布市防災マニュアルの作成と全世帯への配布、そして土砂災害警戒区域指定に伴うハザードマップの作成と対象地域世帯への配布を完了したところでございます。

さらに、令和3年度には、防災ラジオに加え、防災情報発信の多重化を図るため、屋外拡声スピーカーの整備を含めた新たな防災情報告知システムの工事に着手いたします。

また、地域での自主防災活動を進めるため、防災士の養成やスキルアップ、自主防災組織の設立を推進するとともに編み上げ靴の支給といった消防団員の装備充実を図り、地域防災力の向上を進めてまいります。

公共交通につきましては、現在、ユーバスの利用推進のため、団地や病院、店舗等への乗り入れについて随時対応していますけれども、デマンド方式の拡充やコミュニティバスの新設など、交通弱者に寄り添った方策を検討する庁内チームを立ち上げ、可能な限り市民の皆様のニーズにお応えできる公共交通の在り方を探ってまいります。

また、環境にも配慮した次世代交通事業（グリーンスローモビリティ）にも着手しており、実証実験を踏まえた活用方策を検討しているところでございます。

次に、行政に対する要望の多い、道路の改良や補修等につきましては、公共事業整備優先順位基準並びに審査会を設置し、優先的に取り組むべき事業を的確に検討し、対応してまいります。

なお、スムーズな道路交通を維持するため、災害時などの通行止めといった通行制限情報を市のホームページや公式アプリ「ゆふぽ」により、いち早くお知らせできるシステムを構築いたします。

また、安定的な水の供給を行うための水道事業につきましては、給水管の老朽化対策や料金収入の減少などにより依然として厳しい経営状況ではありますが、由布市水道ビジョンに沿ったあるべき経営方針を定めることで、生命の源といえる安全な水の供給を図ってまいります。

また、日々の生活に欠くことのできない施設として、本年度よりリニューアル工事に着手しております汚泥再生処理センター（し尿処理施設）につきましては、令和5年度の稼働開始を目指しているところでございます。

今後も安全・安心を市政運営の根本に据え、市民の皆様が平穏で幸せな生活を送ることができるよう、住みよいまちづくりに努めてまいります。

次に、人を育むまちづくりです。

これまで取り組んでまいりました高校生までの医療費無償化や待機児童解消に向けた子育て環境の整備が実を結び、由布市では子育て世代の転入が増加する傾向にあります。

このことは、私が市長就任以来、一貫して行ってまいりました、安心して笑顔で子育てができるまちづくりの取組による一つの成果であると感じております。

未来ある子どもたちにやさしいまちづくりは、すなわち、高齢者や障がい者はもちろん、全ての人にやさしいまちになる第一歩だと考えています。

子どもとその家庭及び妊産婦の方などを支援するため、令和2年度より設置しました子育てサポートセンターは健康増進課と子育て支援課の連携により、支援業務の強化が図られるようになり、また子ども家庭総合支援拠点につきましても令和4年度の設置に向けて準備を行っているところです。

さらに、令和3年度につきましては、保護者の方へ子育て情報をいち早くお知らせするアプリの配信や待機児童が心配される挾間町の児童クラブについても、新たなクラブ棟の建設に着手いたします。

また、教育現場におきましては、デジタルコンテンツによる教師や児童生徒の学習を支援するGIGAスクール構想に合わせてタブレット端末配備といったICT環境の整備に取り組んでまいりました。今後も支援員を配置するなど、学習をサポートする態勢づくりを進めてまいります。

学力向上対策については、これまでも教員の増員や英語教育の推進、中・高校における乗り入れ授業等を行ってまいりましたが、総合学力調査等において一定の成績を収めていることから、

引き続き、少人数指導や個別指導を行うための臨時講師や支援員の配置に取り組むとともに、適宜状況把握を行い、さらなる学力の向上に努めてまいります。

また、登校できていない児童生徒が心の安定を図りながら学校復帰を目指す適応指導教室の整備につきましても、不登校事案が依然として後を絶たないことから、今後も子どもたちへの心の支援を続けてまいりたいと考えています。

そして、社会でたくましく生きる人材を育成するため、プレゼン力を高める由布学チャンネルの配信や英語をはじめとする語学検定料の助成を行います。

また、湯布院地域複合施設ゆふいんラックホールが、この春、オープンいたします。

振興局の庁舎機能に加え、公民館、図書館、コミュニティセンターの施設機能を持ち併せ、はさま未来館、新庄内公民館とともに市民皆様の生涯学習やコミュニティ活動の拠点施設となるものと考えております。

今後も、将来を支える人を大切にし、また全ての市民が学び、心身を育むことができるまちづくりに努めてまいります。

次に、医療、福祉のまちづくりです。

私はこれまで、市民皆様の健康寿命を向上させるためには、皆様が健康に興味を持ち、協力し合い、健康活動を進めていくことが必要と考え、様々な施策を展開し、「健康立市」の実現に取り組んでまいりました。

そこに住む「人」が健康でなければ、「まち」も元気になりません。まずもって、コロナウイルス感染症ワクチンの接種につきましても、対象となる市民の皆様全員が安心して接種を受けられるよう、医療関係機関と連携し、万全の態勢で臨んでまいります。

当初、若年層はあまり影響を受けなかったコロナウイルスですが、現在その脅威は子どもたちにも及んでいる状況にあります。感染拡大予防のため、各学校に衛生環境を守るスクールサポーターを引き続き配置いたします。

また昨今、ダブルケアや8050問題、児童、高齢者、障がい者の方々に対する虐待など、家庭内に限らず、社会的背景から生じる問題点も浮き彫りとなっております。こうした課題への対処は地域包括ケアシステムやまちづくり協議会などといった地域における多様な支援が必要です。

人生百年時代といわれる中、引き続き、高齢者の皆様が生涯現役でいられる社会を目指すとともに、介護が必要となった場合にも住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、総合的かつ必要な支援の推進に取り組んでまいります。

そのため、介護予防活動をはじめとして支援を必要とする高齢者の方々に対し、さらなる行政サービスの向上を図るため、令和4年度から保健・医療・介護について一体的に取り組むこととしており、その実施に向けた体制づくりを現在進めているところです。

一方、産後うつ予防など妊産婦の心身の健康確認を目的とした産婦健診の充実や3歳児健診における視力検査精度を高めるための検査機器を導入するなど、安心して出産、子育てができる環境づくりについて、さらなる高みを目指してまいります。

また、障がいを持たれた方の緊急要請に応じ、一時的に短期入所事業所が受け入れることや在宅の障がい者が機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを由布市で受けられる体制整備を図るなど、社会的弱者とされる方々へのさらなる支援に努めてまいります。

次に、産業振興のまちづくりです。

冒頭に述べましたように、昨年は、新型コロナウイルス、そして7月豪雨災害と地域経済に大変大きな打撃を受け、いまだに厳しい状況が続いています。加えて、地元企業の経営者の高齢化、事業継承等も大きな課題となっています。

特に、観光を中心とした商工業においては、由布市への来訪を呼びかけることができない状況の中、地域経済を地元で支えるため、市民宿泊応援7割補助や30%プレミアム付商品券の発行など、大胆な施策を講じてまいりました。

また、由布院駅前の整備事業や、由布岳南山麓自然パーク、また由布川峡谷についてもそれぞれ歩道や展望台、峡谷降り口などの整備が本年度中に完成の見込みです。さらなる魅力のあふれる地域の宝となるものと思っております。

こうした観光施策については、由布市観光基本計画に沿った事業展開を進めておりますけれども、アフターコロナやインバウンド対策の方向性、方針を盛り込んだ計画の見直しを行い、時代に沿った由布市観光を目指してまいります。

また、特産品のPRとグリーンツーリズムの推進について、令和2年度に市民、行政、企業が一体となった一般社団法人ユフィズムを設立いたしました。現在、自然体験型ツアーの企画や由布市特産品ギフトの開発など、戦略的な事業推進を行っており、農と観の連携、地域資源の活用、地域経済の進展など、地域創生のさらなる前進が期待されるところです。

また、次代をつなぐ園芸産地整備について、由布市の特産品として定着しているイチゴや梨などに加えて、唐辛子などの園芸作物について販売額や生産性の向上を目指すための規模拡大に伴う施設整備の助成等を行います。

また、農業生産者を悩ませている有害鳥獣につきましても引き続き防護柵設置事業をはじめとする対策事業を行い、その被害を最小限に抑えてまいります。

また、令和4年に開催される和牛のオリンピック、全国和牛能力共進会に向けて優秀なおおいた和牛を由布市からも送り出したいと考えており、設備機器導入に対する補助や畜産経営者への支援を行ってまいります。

やがて来るアフターコロナを見据え経済状況を取り戻すだけでなく、以前よりも増した経済活

動が展開できるよう何が必要であるかを皆様方と一緒に考えながら、引き続き消費喚起策など思い切った施策に取り組むことで、地域の活力を取り戻してまいりたいと考えております。

最後に、未来へ持続可能な行財政運営です。

現在、コロナ禍による世界的規模の経済打撃が日本経済はもちろん、地域をも冷え込ませており、由布市においても年々増大する社会保障関連経費に対し、税収をはじめとする経常的な財源が落ち込むばかりでございます。財政の弾力性が失われつつある中、地方財政を取り巻く環境はこれまでも増して厳しくなる状況にあります。

特に、コロナ禍から市民の皆様の生活を守るための様々な取組に加え、7月豪雨災害による甚大な被害への復旧事業も相まって、市財政の命綱となる財政調整基金が激減しており、さらに市内の公共施設の多くは老朽化が進行していることから、今後、大規模な改修や建て替えに係る莫大な経費を要することが懸念されています。

しかし、こうした状況にあっても市民の皆様にお示しをいたしました「5つの想い」を実現するための施策をはじめ、真に必要な取組に対しては適正な予算を確保し、地域経済を好循環させる投資的予算にも配慮していかなければなりません。

令和3年度の予算編成に当たっては、将来に向けて持続的な財政基盤を堅持しつつ、ウイズ・アフターコロナ社会の構築など加速・変革する社会情勢に対応するとともに災害からの早期復旧・復興に向けた予算編成を基調としております。

あわせて、誰一人取り残さない社会の実現を基本理念に、協調的に世界が発展することを目指した持続可能な開発目標SDGsの視点を踏まえつつ、由布市が掲げる将来像、「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち 由布市」の実現に向けて、第二次総合計画や第2期総合戦略、国土強靱化地域計画に掲げる事業について、目標や成果を見定め、緊急性を見極めた上で厳選した事業を展開しているところです。

これからも山積する諸課題について、スピード感をもって取り組むとともに、新たな行政課題に的確に対応できるよう、市職員の行政経営に対する意識を高めるとともに業務への姿勢や地域とのコミュニケーション力、企画力、情報収集力といった政策形成能力のさらなる向上に取り組んでまいります。

結びに、私は、由布市に生まれ、育ち、そしてこれからもこの地で暮らし続けていく者として、あらゆる課題にしっかりと向き合っていきたいと考えております。

そのためには、これまでと同様、公平公正を第一義として、市民生活優先の行政運営に全力で取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、なお一層の御支援と御指導を賜りますようお願いを申し上げて、令和3年度に向けての施政方針とさせていただきます。

○議長（佐藤 人巳君） 市長の施政方針が終わりました。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

日程第9. 報告第5号

日程第10. 報告第6号

日程第11. 承認第1号

日程第12. 議案第1号

日程第13. 議案第2号

日程第14. 議案第3号

日程第15. 議案第4号

日程第16. 議案第5号

日程第17. 議案第6号

日程第18. 議案第7号

日程第19. 議案第8号

日程第20. 議案第9号

日程第21. 議案第10号

日程第22. 議案第11号

日程第23. 議案第12号

日程第24. 議案第13号

日程第25. 議案第14号

日程第26. 議案第15号

日程第27. 議案第16号

日程第28. 議案第17号

日程第29. 議案第18号

日程第30. 議案第19号

日程第31. 議案第20号

日程第32. 議案第21号

日程第33. 議案第22号

日程第34. 議案第23号

日程第35. 議案第24号

日程第36. 議案第25号

日程第37. 議案第26号

日程第38. 議案第27号

日程第39. 議案第28号

日程第40. 議案第29号

日程第41. 議案第30号

日程第42. 議案第31号

日程第43. 議案第32号

○議長（佐藤 人已君） 次に、本定例会に提出されました日程第5、報告第1号から日程第10、報告第6号までの報告6件、日程第11、承認第1号の承認1件、日程第12、議案第1号から日程第43、議案第32号までの議案32件について、一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告6件、承認1件、議案32件でございます。

初めに、報告第1号、専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により、走行中の車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第2号、専決処分の報告については、市が管理する橋の橋げたが外れたことにより、通行していた人の財物に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号、例月出納検査の結果に関する報告について及び報告第4号、定期監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、報告第5号、専決処分の報告については、救急車が傷病者を乗せて出庫する際、開いたドアが駐車車両の右前面に接触し損害を与えたことによる和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号、専決処分の報告については、救急隊員が搬送中に車椅子に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて

て、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,743万7,000円を追加し、予算の総額を278億1,189万2,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業、飲食事業者等に対する事業継続支援金、JR由布院一庄内間の代行バスによる輸送業務委託料で、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年1月26日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、辺地総合整備計画の期間が令和2年度をもって終了いたしますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として、新たに川西中・湯平辺地を加え、併せて14地区における辺地の公共的施設の整備計画を策定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号、由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定については、大分県が創設した新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の特別融資を受けた市内中小企業者への当該融資に係る利子補給金に充てるため、新たに基金を設置するものでございます。

次に、議案第3号、由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例については、旧町条例の経過措置として定めておりました本条例について、現在、適用する事業がないこと、合併後は同趣旨の規則、要綱により資金の交付、貸付を行っておりますことから廃止を行うものでございます。

次に、議案第4号、由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、新たに職員となった者が行うサービスの宣誓に関して、押印の義務付けを廃止するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については市の現下の財政状況を鑑み、市長等3役の給料を本年4月から9月までの半年間3%減額するものでございます。

次に、議案第6号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第5号と同様の理由により、職員につきましても4月から9月までの間、給料月額について7級在職者は2%、6級以下在職者は1%の減額措置を行うものです。

次に、議案第7号、由布市国民健康保険条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定

義について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 8 号、由布市介護保険条例の一部改正については、由布市第 8 期介護保険事業計画の策定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴うものでございます。

次に、議案第 9 号、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 10 号、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する法律等の一部を改正する省令の公布によるものでございます。

次に、議案第 11 号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことによるものでございます。

次に、議案第 12 号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことによるものでございます。

次に、議案第 13 号、由布市市民農園条例の一部改正については、不測の事態により、年度途中で利用が困難となった場合のため、使用料の不返還の定めを改正し、全部または一部を還付することができる規定を設けるものでございます。

次に、議案第 14 号、由布市火入れに関する条例の一部改正については、押印廃止に伴い火入れ許可に関する手続及び許可証の交付について、条例ではなく規則により記載することとするため、一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 15 号、由布市道路占用料徴収条例の一部改正については、由布市道の道路占用料に関して、国の占用料の額等の見直しを踏まえ、市道路占用料徴収条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 16 号、由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正については、道路の安全と道路空間の効果的な利用のため新しい制度が創設されたことに基づき、市道道路構造の技術的基準等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号、由布市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第18号から議案第20号については、市道路線の認定をいただくものでございます。

議案第18号、市道路線（古野水毛ツル線）の認定については、寄附によります、市道路線の認定をいただくものでございます。

議案第19号、市道路線（林線）の認定について及び議案第20号、市道路線（寺小野栗ノ木線）の認定につきましては、県道からの移管に伴う市道路線の認定をいただくものでございます。

次に、議案第21号、「事務の委託の協議について」の一部訂正については、令和2年第4回由布市議会定例会において議決をいただきました議案第84号、事務の委託の協議につきまして、大分市との最終的な協議により議案の規約の一部訂正を行うものでございます。

次に、議案第22号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第13号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,954万円を減額し、予算総額を277億5,235万2,000円にお願いするものでございます。

歳入では、国から3次配分のありました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、事業に伴う国、県支出金や地方債などの特定財源が主なものでございます。

歳出では、事業費の確定に伴う減額のほか、新型コロナウイルス感染症への地域経済対策や予防対策事業などを計上しております。

主な内容として経済活性化に向けては、おもてなしクーポン券やプレミアム商品券の発行事業、市内の循環型観光促進に向けた業務委託、またワーケーション等の推進に向けたサテライトオフィスの整備、感染予防対策として全ての幼稚園や小・中学校の自動水栓化などを計上しております。

繰越明許費につきましては、新型コロナウイルス緊急対策事業など追加34件、変更3件、また債務負担行為補正として1件の追加をお願いしております。

地方債は、追加、廃止をそれぞれ1件、変更12件の補正となっております。

次に、議案第23号、令和2年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,023万2,000円を追加し、予算総額を40億7,622万9,000円にお願いするものでございます。

歳入では、保険税を減額し、国、県支出金及び繰入金を増額するものでございます。歳出では、保健事業費の減額と保険給付費の増額が主なものでございます。

次に、議案第24号、令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入及び歳出予算から、それぞれ2億9,830万円を減額し、予算総額を42億2,884万8,000円

をお願いするものでございます。

歳入では、保険料・国庫支出金・支払基金交付金・県支出金・繰入金を全て減額するもので、歳出では、総務費・保険給付費・地域支援事業費を減額、基金積立金を増額するものでございます。

次に、議案第25号、令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ630万6,000円を追加し、予算総額を4億5,690万3,000円をお願いするものでございます。

内容といたしましては、歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金を増額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第26号、令和2年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）は、収益的予算では収益的収入を増額し、収益的支出を減額するものです。また、資本的予算では資本的収入及び支出をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第27号、令和3年度由布市一般会計予算は、総額208億7,008万6,000円で、前年度当初と比較しまして17億9,777万9,000円の増額、率にして9.4%の増となっております。

なお、特殊要因であります災害復旧事業費を除きますと、1.6%の増となっております。

令和3年度の予算編成に当たりましては、歳入・歳出ともに通年予算として編成し、将来に向けた持続的な財政基盤を堅持しつつ、ウイズ・アフターコロナ社会の構築など、加速・変革する社会情勢に対応するとともに、災害からの早期復旧・復興に向けた予算編成を基調といたしております。

あわせて、本市が掲げる将来像、「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」の実現に向け、第二次総合計画や第2期総合戦略などに掲げる事業について、目標や成果を的確に見通し、緊急性等を考慮した上で、真に必要な分野に適切に配分した予算編成としたところです。

主な予算の内容でございますが、歳入におきましては、市税について、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ8.8%の減、地方交付税は一本算定に伴う縮減額や地方財政対策で示された伸び率を勘案し、1億1,000万円ほどの増額を見込んでおります。

また、国庫及び県支出金は、災害復旧事業等による増加、寄附金につきましては、ふるさと納税ポータルサイトの拡充を踏まえ、1億5,000万円ほどの増額といたしております。

歳出におきましては、最優先課題である公共土木施設や農業用施設等の災害復旧事業に約15億円、新型コロナウイルスワクチン接種事業として約1億6,400万円の予算計上をはじめ、快適な生活環境に向けた、し尿処理施設整備事業に約13億5,300万円、激甚化する自然災害に対する防災情報の多重化に向けた防災行政情報告知システム整備事業に約1億5,900万

円を計上、このほか、障がい者の夜間・休日等の緊急要請に応じた態勢整備に160万円、産後の心身の健康確認を目的とした産婦健診委託料240万円、全国和牛共進会に向けた畜産振興事業に360万円、ふるさと納税ポータルサイトの拡充を踏まえ、みらいふるさと寄附金推進事業に3億円といった予算を計上いたしております。

また、特別枠として設定した地域発展枠及びコロナ対策・災害復興対策創生枠については、待機児童解消に向けた児童クラブ棟建設工事の実施設計及び地質調査委託料619万円、商業のにぎわい創出などに向けた創業支援500万円、由布学を通じた人材育成及び情報発信事業に390万円、湯平温泉の復興に向けて、現在掘削している新泉源からの配湯管敷設工事等に9,000万円など、合わせて28事業、約2億9,600万円を計上し、地方創生の取組に加え、一日も早い災害復興に向けた予算編成といたしたところでございます。

次に、議案第28号、令和3年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額37億8,715万4,000円で、前年度当初と比較しまして1億8,922万7,000円の減額、率にして4.8%の減となっております。

歳入では、保険税、県支出金及び繰入金の減額、歳出では保険給付費及び国保事業費納付金の減額が主なものでございます。

次に、議案第29号、令和3年度由布市介護保険特別会計予算は、総額41億2,323万7,000円で、前年度当初と比較しまして3億613万3,000円の減額となっておりますが、主に保険給付費の減額によるものでございます。

次に、議案第30号、令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億6,954万3,000円、前年度当初と比較しまして2,117万9,000円の増額、率にして4.7%の増となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金の増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第31号、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額を8,706万9,000円で、前年度当初予算と比較しまして、478万円の減額、率にして5.2%の減となっております。

主な減額理由といたしましては、建設改良事業費の減額に伴うもので、歳入では国庫支出金も減額されたものでございます。

次に、議案第32号、令和3年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数1万2,614戸、年間総給水量380万8,969立方メートル、一日平均給水量1万436立方メートルとしており、主要な建設改良事業として、配水管等新設・改良工事が1億5,771万円、施設新設・更新工事を8,425万9,000円としております。

収益的予算では、収益的収入を9億1,107万1,000円、収益的支出を8億4,489万5,000円とするものでございます。

資本的予算では、資本的収入を2億3,734万4,000円、資本的支出を5億4,522万7,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額となる3億788万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人巳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をします。再開は11時20分とします。

午前11時12分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（佐藤 人巳君） では、再開します。

次に、報告第3号及び報告第4号まで続けて報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第3号について御報告申し上げます。

報告第3号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を、別紙のとおり提出する。令和3年2月25日、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和2年10月分、11月分、12月分の例月出納検査をそれぞれ11月25日、12月25日、1月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は、諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第4号について御報告申し上げます。

報告第4号、定期監査の結果に関する報告について。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和3年2月25日、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから5ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年度由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、令和3年1月13日から1月26日まで監査を実施いたしました。

監査は、2ページに記載している監査の着眼点に基づいて、各課から提出された監査資料により所属長及び担当者からの聞き取りや質疑、応答を行うとともに、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務事業はおおむね適正に管理されていると認められました。ただし、2ページの(1)から5ページの(7)に記載している内容について改善・検討を求めています。

概要を申し上げますと、まず、1点目が、各種税や料の未収金徴収事務が効果的に行えるよう、未納者ごとに詳細な個別管理票を作成すること。

2点目が、遊休資産の利活用方針を早期に決定すること。

3点目が、自治公民館の管理体制を統一化すること。

4点目が、湯布院地域複合施設建設に伴い、廃止される湯布院公民館の跡地利用について、市民要望の反映や収益性等の様々な要素を考慮した上で検討すること。

5点目が、補助事業の事前着手に対する補助金交付手続の整備等、補助金交付事務に関し、適正な事務処理を行うこと。

6点目が、決裁文書に係る文書管理規程にのっとり、適正な事務処理を行うこと。

7点目が、郵便切手等の有価物について、現金と同様の厳格な管理を行うこと。

以上、7点について、改善・検討を求めています。

監査の意見といたしましては、まず、財務面に関して、新型コロナウイルス感染症拡大による経済停滞が懸念され、関連して、市税等の税収減が予想されるため、自主財源の減少に拍車がかかることは必至であると考えられます。毎年度実施している決算審査においても、年々財政状況の厳しさが深刻化している状況を確認する中で、新たな自主財源確保や歳出削減方策の考案など、早急な対策を求める意見を述べてまいりましたが、本年度は、よりその必要性が顕著化したと言えます。

この報告書の中でも述べています、未収金の徴収や遊休資産の利活用など、あらゆる方策を検討の上、歳入増及び歳出減の取組を、いま一度強化していただきたいと思えます。

次に、事務執行状況に関して、本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大や令和2年7月の豪雨等の災害を受け、中止や延期を余儀なくされた事業が多く見受けられました。そのような事業は適宜状況を判断しながら、翌年度以降に再計画するなど、適正な執行に努められるとともに、通年事業として執行される事業についても、事業執行に遺漏のないよう並行して進捗管理に努め

ていただきたいと考えております。

加えて、災害等で発生している臨時事業に関しましては、関連部署に業務援助職員を派遣するなど、職員の負担軽減に努めているとのことでございますが、通常業務に加えての災害対応業務でありますので、常に職員の心身の健康については気を配り、適正な労務管理を徹底していただきたいと思っております。

最後になりますが、本年度は、コロナウイルス感染症拡大と大規模災害による被害が重なるという前例のない事態が発生している中での市政運営でございました。今後しばらくは、関連事業の執行に追われることとなると思われませんが、この未曾有の危機に際し、全庁一丸となって乗り越えられることを望んでおります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第1号及び報告第2号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。

報告第1号及び第2号の詳細説明を行います。

まず、報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年2月25日提出、由布市長。

ページをお開きください。

左のページは、令和2年12月18日付で専決処分を行った専決処分書です。右のページには、本件事故の当事者や概要、和解条件を記載しております。

事故の概要ですが、令和2年10月11日午後8時頃、由布市挾間町田代860番地先の市道東行田代線において、甲の管理する市道路肩に段差があり、乙の運転する自動車が対向車とすれ違う際に、この段差に接触、乙の車両に損害を与えたものです。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る50%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を5万6,304円と定めたものでございます。

巻末に、現場状況などの写真を掲載しております。

続きまして、報告第2号をお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年2月25日提出、由布市長。

ページをお開きください。

令和3年2月4日付で専決処分を行っております。

右のページ、事故の概要ですが、令和2年11月13日午後3時30分頃、由布市湯布院町川上1592番地2において、甲の管理する橋桁が外れていたことにより、通行していた乙が、金鱗湖でございしますが、湖に落下し、財物、これカメラとスマートフォンでございす——に損害を与えたものです。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る100%の損賠賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を6万1,600円と定めたものでございす。

巻末に現場の写真を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、報告第5号及び報告第6号まで、続けて詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（近藤 健君） 消防長です。

報告第5号及び報告第6号につきまして、続けて詳細説明をさせていただきます。

報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年2月25日提出、由布市長。

ページをお開きください。

左のページには、令和2年12月25日付で専決処分を行いました専決処分書を添付いたしております。右のページには、当事者、和解条件、損害賠償額等を記載しており、次のページには、接触部分や破損状況を示す写真を掲載しております。

事故の概要につきましては、令和2年12月15日午前11時25分頃、由布市湯布院町川上3720番地5の駐車場内におきまして、甲の救急車が傷病者を乗せて出庫する際に、同乗している職員に安全確認のため誘導を指示し、スライドドアを開けたところ、スライドドアが乙の車両の右前面バンパーに接触し、乙の車両に損害を与えたものでございす。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る100%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を6万5,912円と定めたものでございす。

続きまして、報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和3年2月25日提出、由布市長。

ページをお開きください。

左のページには、令和3年2月2日付で専決処分を行いました専決処分書を添付しております。右のページには、当事者、和解条件、損害賠償額等を記載しており、次のページには、ブレーキハンドルとブレーキの接触部を示す写真を掲載しております。

事故の概要につきましては、令和2年11月13日午後4時25分頃、由布市湯布院町川上3721番地の杉田整骨院入り口前におきまして、乙が乗っていた車椅子から甲のストレッチャーに寄せ換える際に、車椅子のブレーキハンドルを操作したところ、ブレーキハンドルとブレーキとの接触部が破損し、乙の車椅子に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る100%の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を4,950円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人己君） 次に、承認第1号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。

承認第1号について詳細説明をいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和3年1月26日付で専決処分を行っております。

次に、一般会計補正予算をお願いをいたします。

令和2年度由布市一般会計補正予算（第12号）、令和2年度由布市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,743万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億1,189万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

令和3年1月26日専決、由布市長。

1ページをお願いをいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけまして、歳入歳出の款項ごとに補正額を記載をしております。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正です。2件の明許繰越をお願いをしております。2件ともに、国の補正予算成立に伴う事業でございまして、年度内に事業が完了しないことによるものでございます。

4ページからは、補正予算事項別明細書となっております。

7ページをお願いをいたします。

歳入でございますが、20款1項1目繰入金の節区分2、基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額をしております。

次に、9ページをお願いをいたします。

歳出でございますが、2款1項6目企画費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（企画）は、昨年7月豪雨で被災をし、不通となっていたJR由布院一庄内間の代行輸送業務委託料で、1月27日から運転再開までの間の混雑緩和と密集回避を図るため、増便する代行輸送バス1台に係る業務委託料でございます。

4款1項4目予防費の区分1、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種開始に向け必要となる接種会場における衛生用品の購入や接種券の印刷、郵送料、医療機関へのワクチン接種委託や相談案内センターへの業務委託などで、財源は国庫支出金を充当しております。

11ページをお願いをいたします。

7款1項2目商工振興費の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）は、昨年末からのGoToキャンペーンの一時停止や年明けからの首都圏を中心とした緊急事態宣言の再発令等により、市内においても、飲食業をはじめ、小売業、卸売業、運輸業などを営む事業者の売上が大幅に落ち込んでいることから、令和2年7月から令和3年2月までの任意の1か月間の売上高が、前年の同月と比べて50%以上減少している事業者を対象として事業の継続を支援するため、1事業者当たり20万円の支援を行う、由布市飲食事業者等事業継続支援金でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第1号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（佐藤 正秋君） 総合政策課長です。

議案第1号について、詳細説明を行います。

議案第1号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について。

辺地に係る公共的施設の総合整備を別記のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和3年2月25日提出、由布市長。

本計画は、辺地とその他の地域の格差の是正を図るために、国からの財政上の特別措置を受けるに当たり、辺地の公共的施設の総合整備計画を策定するものでございます。

この辺地総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進し、辺地と他の地域との間における住民の生活環境の格差是正を図ることを目的に、これまでも計画的に事業を実施してまいりましたが、現在の辺地計画期間が令和2年度までとなっておりますので、引き続き、必要な財政上の特別措置を受けるために、令和3年度から令和7年度までの5年間を計

画期間として、辺地総合整備計画を策定するものでございます。

辺地計画の区域につきましては、資料2、辺地区域の一覧表と位置図をつけておりますが、湯布院地域が既存の塚原、若杉に、新たに川西中、湯平を加え4区域、庄内地域が、阿蘇野上、阿蘇野中、阿蘇野下、直野内山、平石、上渕の6区域、挾間地域が、七蔵司、内成、朴木、時松の4区域で、由布市全体で14地域となり、議案の1ページから14ページにかけて、それぞれの区域の総合整備計画を記載しておりますので御一読をいただきまして、詳細説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第2号について詳細説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（衛藤 欣哉君） 商工観光課長です。

議案第2号について御説明をいたします。

議案第2号、由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例の制定について御説明いたします。

議案第2号、由布市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。

大分県が創設した新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の特別融資を受けた市内中小企業者の当該融資に係る利子補給金に充てるための基金の設置でございます。

第1条は、基金の設置でございます。

第2条は、積立として予算の定める額としております。

第3条は、管理方法として、基金の属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による保管、第2項では、基金の属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしております。

第4条は、運用利益の処理として、基金の運用から生ずる収益は予算に計上して、この基金に編入する。

第5条は、処分として、第1条の目的を達成するため、基金の一部又は全部を処分することができるとしております。

第6条は、必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

附則といたしまして、この条例の施行は、公布の日からとしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第3号について詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（河野 克幸君） 農政課長です。議案第3号について詳細説明をさせていただきます。

議案第3号、由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例について。由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例等を廃止する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。この条例は、由布市農業後継者等特別奨学資金交付条例、由布市優良基礎雌牛導入資金貸付条例、由布市肉用牛繁殖優良雌子牛保留奨励事業資金貸付条例の3つの条例を廃止する条例となっております。

廃止の理由につきましては、この3条例とも合併時に旧町条例の適用対象が存在していたため、経過措置として定めておりましたが、現在、この条例による適用はなく、また、合併後は新たに同趣旨の規則、要綱等を定め、貸付け等の事業を行っておりますので、廃止を行うものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第4号から議案第6号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。議案第4号から6号までの詳細説明を行います。

まず、議案第4号、由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、由布市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

ページをお開きください。左のページ、改め文にございますが、現在、国及び地方公共団体で、書面、押印、対面の見直しというものを進めてございます。新たに職員となった者が行うサービスの宣誓について、宣誓書の署名は面前によることを不要とし、また、署名と併せて、様式で求められていた押印の義務づけを廃止するものでございます。

続きまして、議案第5号をお願いいたします。

議案第5号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

ページをお開きください。この一部改正につきましては、さきの熊本・大分地震以降、そして現下の豪雨災害復旧事業や新型コロナウイルス対策等により、財政調整基金の取崩しを余儀なくされ、基金残高が減少し続けている状況を考慮した上で、今後の財政状況を鑑み、さらに本年4月1日から9月末までの半年間、市長、副市長、教育長の給料月額について、現行の3%の減額を行うものでございます。

続きまして、議案第6号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月

25日提出、由布市長。

本議案は、先ほど御説明をいたしました、議案第5号と同様の理由により、職員につきましても、本年4月から9月までの半年間、現行どおり、7級の職にある職員については2%、6級から1級までにある職員については1%の減額を行う内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第7号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長でございます。議案第7号について詳細説明をいたします。

議案第7号、由布市国民健康保険条例の一部改正について、由布市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

本年2月3日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されるとともに、公布の日から起算しまして10日を経過した日、2月13日から施行され、この改正により、附則第1条の2が削除されました。

国保条例におきましては、この削除された附則の規定を引用していることから、所要の改正を行うものであります。

裏面を御覧ください。附則第5項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

この条例は、公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第8号から議案第12号まで、続けて詳細説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（後藤 睦文君） 高齢者支援課長です。議案第8号から議案第12号まで、一括して詳細説明申し上げます。

議案第8号、由布市介護保険条例の一部改正について、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。由布市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画に伴います介護保険料の適用年度や区分等の変更、市町村特別給付である在宅高齢者等紙おむつ等購入助成事業の規定を行うものです。

第8期介護保険料は、標準段階で基準額となります、第5段階は月額6,485円、年額7万7,820円のまま据え置きます。これは、今後3年間の高齢化率の増加及び介護が必要とする

方の増加、介護報酬のプラス改定等を推計しましたが、同時に軽度認定者への重度化予防により、積極的に取り組むことで、第7期の介護保険料の範囲内で賄うという方向性によるものです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を行うものであります。

続きまして、議案第9号、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。由布市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴いまして、以下の3点を追加するものであります。

1点目は、平成30年度介護報酬改定の際に、居宅介護支援事業所の管理者の要件は、「介護支援専門員でなければならない」から、「主任介護支援専門員でなければならない」に変更されました。

その際、令和3年3月31日までは、変更後の要件の適用を猶予する経過措置が設けられましたが、その経過措置期限を一部延長し、令和3年3月末時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、その管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する、とするものです。

2点目は、令和3年度以降、急な退職などの不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまう事業所につきましては、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予等するものです。

3点目は、指定居宅介護支援事業所に災害等の発生時に業務継続計画の策定など、事業の運営に当たって必要となる項目が追加されるものです。

続きまして、議案第10号、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、由布市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。議案第9号と同様に、基準省令の改正に伴い、由布市指定居宅予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましても、指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定居宅介護予防支援を提供する事業所に対し、災害時等における業務継続計

画の策定など、事業の運営に当たって必要となる項目の追加等を行うものであります。

続きまして、議案第11号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。議案第10号と同様に、基準省令の改正に伴い、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましても、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、由布市が指定する地域密着型サービスの事業者に係る人員基準や運営基準等に関する内容について、人権擁護・虐待防止に関すること、従業員の職場環境を害さないための措置等に関すること、感染症の予防及び蔓延防止のための対策に関すること等を改正するものであります。

続きまして、議案第12号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。議案第11号と同様に、基準省令の改正に伴い、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましても、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴いまして、由布市が指定する地域密着型介護予防サービスの事業者に係る人員基準等を改正するものであります。

以上で、議案第8号から第12号までの詳細説明は終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第13号について詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（河野 克幸君） 農政課長です。議案第13号について詳細説明を行います。

議案第13号、由布市市民農園条例の一部改正について。由布市市民農園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

ページをお開きになり、新旧対照表をお願いいたします。この改正につきましては、第9条の使用料の不返還に、第3号を加えるものでございます。

改正の内容につきましては、農園利用者の方が不測の事態等により、年度の途中で利用の継続が困難となった場合に、必要があると認められれば、使用料の全部または一部を返還できるという規定を設けるものとなっております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第14号について詳細説明を求めます。農林整備課長。

○農林整備課長（日野 正美君） 農林整備課長でございます。議案第14号の詳細説明をいたします。

議案第14号、由布市火入れに関する条例の一部改正について。由布市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

本議案は、条例中、本来であれば、規則にて制定すべき申請等の手続に関する条文があったことから、それらを規則により記載することとするため、本条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。改正条例文を記載しております。

申請等、手続に関する条文は規則で定めることとし、削除をし、それに伴い、条を繰り上げたり、適切な文言に改めるなど、体裁を整えております。

なお、条例の施行日に合わせて、規則を制定することとしております。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第15号及び議案第16号まで、続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第15号から議案第16号までの条例の一部改正について、一括して詳細説明を申し上げます。

初めに、議案第15号について詳細説明を申し上げます。

議案第15号、由布市道路占用料徴収条例の一部改正について。由布市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。別表につきまして、道路法改正に伴い、道路占用料の改定を行うものでございます。社会情勢を踏まえ、道路占用料額が見直されましたことから、市道占用料額を改定するものでございます。

また、今回の道路法改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設が位置づけられたことにより、新たに項目を追加するものが主なものでございます。

次に、議案第16号について詳細説明を申し上げます。

議案第16号、由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について。由布市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。道路法及び道路構造令の改正に伴い、新たに交通安全施設に自動運行補助施設を追加するものでございます。

また、にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するための道路としまして、歩道等の中に

歩行者の利便増進を図る空間を定めることが可能となります。歩行者利便増進道路が策定されたことにより、追加するものでございます。

以上で、議案第15号から議案第16号までの詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第17号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（近藤 健君） 消防長です。議案第17号につきまして詳細説明をいたします。

議案第17号、由布市火災予防条例の一部改正について。由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和3年2月25日提出、由布市長。

この条例の一部改正につきましては、近年、電気自動車ユーザーの走行距離延伸ニーズの増加や、搭載される電池コストの低価格化によりまして、大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められておりまして、高電圧、大電流化した急速充電設備の普及が、さらに加速されることが予想されております。

このような状況の中、国におきましては、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大するため、省令の一部を改正いたしました。この改正を受けまして、由布市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

ページをお開きください。由布市火災予防条例の一部を改正する条例の改正部分でございます。

条項中の号数変更や、新たに温度の異常、制御機能の異常を自動で検知する構造とすること、コネクタの落下防止措置を取ること、冷却液漏れ対策を行うこと、開閉器の異常を自動的に検知することが追加されております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日からでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第18号から議案第20号まで、続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第18号から議案第20号までの市道路線の認定について、一括して詳細説明を申し上げます。

初めに、議案第18号について詳細説明を申し上げます。

議案第18号、市道路線（古野水毛ツル線）の認定について。市道路線を次のように認定したので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、古野水毛ツル線、起点、由布市挾間町古野159番7地先、終点、由布市挾間町古野159番9地先。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面位置図を御覧ください。図面中央右となります、市道下原向線を起点としまして、図面左へと向かいます、延長49メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第19号について詳細説明を申し上げます。

議案第19号、市道路線（林線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、林線、起点、由布市庄内町五ヶ瀬490番6地先、終点、由布市庄内町五ヶ瀬783番4地先。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面位置図を御覧ください。図面左上となります、県道庄内久住線を起点としまして、図面中央下となります、同じく県道庄内久住線に通じる、延長410.5メートルの県道庄内久住線の旧道について、新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第20号について詳細説明を申し上げます。

議案第20号、市道路線（寺小野栗ノ木線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、寺小野栗ノ木線、起点、由布市庄内町五ヶ瀬433番地先、終点、由布市庄内町五ヶ瀬1027番1地先。令和3年2月25日提出、由布市長。

裏面位置図を御覧ください。

図面右上となります県道庄内久住線を起点としまして、図面左下となります、同じく県道庄内久住線に通じる延長593.7メートルの県道庄内久住線の旧道について、新たに市道として管理するものでございます。

以上で、議案第18号から議案第20号までの詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第21号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（田代 浩樹君） 環境課長です。議案第21号につきまして詳細説明をいたします。

議案第21号、「事務の委託の協議について」の一部訂正について。

令和2年第4回由布市議会定例会において議決を経た「事務の委託の協議について」（議案第84号）の規約の一部を別記のとおり訂正する。令和3年2月25日提出。

これは、大分市との最終協議において訂正すべき箇所があるため、訂正するためでございます。

別記にお示しの大分市と由布市との廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部訂正新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条中「第1項に規定する廃棄物」を「第2項に規定する一般廃棄物」に訂正します。第1項と第2項の違いですが、産業廃棄物を含むか含まないかで、第1項はそれを含む廃棄物、第2項はそれを含まない廃棄物で一般廃棄物となります。大分市とのこの規約に係るものが一般廃棄物のみであるため訂正するものでございます。

次に、第3条中「規定」を「規程」に訂正します。「規定」は個々の条文を示すもので、「規程」は条項の総体を示します。条項の総体を示すほうの「規程」に訂正をいたします。

次に、第5条中「および」と第6条中「すべて」を漢字の「及び」と「全て」に訂正、第7条

中「告示」を「公表」に訂正、第8条中「委託事務の」を「、委託事務の」に訂正、第9条第1項中「乙に」を「、乙に」に訂正、第10条の見出し、「委任」を「補則」に訂正をいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第22号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（庄 忠義君） 財政課長です。議案第22号について、詳細説明をいたします。

議案第22号、令和2年度由布市一般会計補正予算（第13号）。

令和2年度由布市の一般会計補正予算（第13号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,954万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277億5,235万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条地方債の追加、廃止及び変更は、第4表地方債補正による。

令和3年2月25日提出、由布市長。

1ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。4ページにかけまして歳入歳出の款項ごとに補正額を記載をしております。

5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。34件の追加と3件の変更をお願いしております。追加及び変更にあります、新型コロナウイルス緊急対策事業については、国の補正予算成立に伴う事業であり、年度内に事業が完了しないことなどによるものでございます。

11款災害復旧費につきましては、工事件数が多大であり、関係者との協議に不測の日数を要することなどによるものでございます。

なお、個別事業の繰越し理由につきましては、お配りをしております令和2年度3月補正予算第13号の概要の巻末に記載をしておりますので、御参照いただければというふうに思います。

7ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。1件の追加をお願いしております。新型コロナウイルスワクチン接種会場設営運営費等業務委託は、ワクチンの集団接種を本年4月以降開始するに当たり、接種会場の設営及び運營業務の委託契約を本年度中に行う必要があるため5,081万6,000円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

8ページからは第4表地方債補正です。上段で減収補填債1件の追加、下段で災害等廃棄物処理事業1件の廃止、9ページでは道路整備事業や防災情報システム整備事業など、12件の変更をお願いしております。変更につきましては、需用費の増減や財源の組替えに伴うものでござ

います。

次に、10ページから補正予算事項別明細書を掲載をしております。

13ページをお願いいたします。歳入でございますが、まず、4款配当割交付金から9款環境性能割交付金につきましては、県から示された今年度の交付見込額により計上いたしております。

15ページをお願いいたします。14款1項1目の節区分1、農林水産業費分担金は、耕地災害復旧事業の増高申請に伴い補助率のかさ上げがあったことなどから減額をするものです。

17ページをお願いいたします。16款2項1目の節区分2、総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国から3次配分の内示がありましたことから計上いたしております。本補正予算を含みまして、これまで計上いたしました感染症対策の補助、単独事業に充当しております。

21ページをお願いいたします。19款1項2目の節区分1、指定寄附金は実績及び見込みに基づきましてふるさと納税を減額をするもの、また災害復旧及び被災者支援の財源として活用する災害復旧支援金の追加等を計上しており、災害復旧関連事業へ充当しております。

20款1項1目の節区分2、基金繰入金は本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを減額するなどをしております。

その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

25ページをお願いいたします。歳出でございますが、まず、各科目において減額補正がございますが、事業費の確定や入札等による執行残、また新型コロナウイルスの影響による不用額を減額しております。

また、これまで計上した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当先の事業においては、一般財源との組替えを行っております。

それでは、増額補正を中心に主な事業を御説明いたします。

2款1項1目の区分3、新型コロナウイルス緊急対策事業（一般管理）は、今後の電子申請に向けた各種手続の押印廃止に係る様式見直しなど事前調査業務委託料です。

31ページをお願いいたします。2款1項5目の区分8、新型コロナウイルス緊急対策事業（総務管理）は、公共施設等で使用する消毒液や衛生用品など、感染症対策用の消耗品費です。

2款1項6目の区分3、未来ふるさと寄附金推進事業は、実績及び推計値に基づき寄附金取扱業務委託料及び基金積立金を減額するもので、財源である指定寄附金も減額しております。

33ページをお願いいたします。2款1項6目の区分8、新型コロナウイルス緊急対策事業（企画）は、ワーケーションや雇用創出等の推進に向け、普通財産となっている施設2か所をサテライトオフィスとして整備するための設計・工事監理委託料や改修工事費、机椅子等の備品購

入費を計上しております。

また、県の通販サイトのオンラインショップを活用し、由布市製品の販売促進に向けた購入時に使える割引クーポン発行に係る特産品販売促進事業委託料でございます。

4 3 ページをお願いいたします。3 款 1 項 2 目の区分 4、新型コロナウイルス緊急対策事業（高齢者福祉）の高齢者世帯エアコン購入費助成金は、エアコンが設置されていない低所得高齢者世帯に対して 5 万円を上限に購入設置費を助成することにより熱中症予防を図るものです。

また、ノーリフティングケア用福祉機器購入補助金は、介護の人材不足や福祉現場の腰痛予防対策等に鑑み、入所・通所・小規模多機能の法人を対象として 1 事業所当たり 5 0 万円を上限に福祉機器の購入を補助するものでございます。

5 1 ページをお願いいたします。3 款 2 項 2 目の区分 4、保育所活動推進事業の扶助費は、各保育園等に対する施設型給付費が公定価格単価の改正や加算認定に伴い増額となったもので、特定財源として国 2 分の 1、県 4 分の 1 の充当をしております。

5 5 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目の区分 6、新型コロナウイルス緊急対策事業（地域医療）は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、市民の生命を守るため、地域医療の医師確保に努めていただいている市内医療機関等へ支給する地域医療体制維持事業助成金でございます。

5 7 ページをお願いいたします。4 款 1 項 4 目の区分 2、新型コロナウイルス緊急対策事業（予防）の工事請負費は、感染予防対策として湯布院健康温泉館内のトイレ及び脱衣所の自動水栓化工事を行うものです。

6 3 ページをお願いいたします。6 款 1 項 3 目の区分 6、集落営農促進事業は、農業経営の発展を図る集落営農法人に対し農業機械の導入を支援するもので、補助割合は国庫財源を伴う県補助金 2 分の 1、法人 2 分の 1 となっております。

6 7 ページをお願いいたします。6 款 1 項 5 目の区分 2、県営基盤整備事業の県営農業水利施設保全合理化事業負担金は、県営による事業費の確定に伴う負担金の増額でございます。

7 1 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目の区分 2、新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）の地域経済活性化事業補助金は、市内の消費喚起と地域経済活性化に向け、昨年 1 0 月に続きプレミアム率 3 0 % の商品券発行に伴うもので、今回は 7 月をめぐり額面価格 1 万 3, 0 0 0 円を 1 万セット発行するものでございます。

小規模事業者販路開拓支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな販路開拓や販売促進の取組を行う市内の小規模事業者を対象に 1 社当たり 3 0 万円を上限に支援するものでございます。

7 3 ページをお願いいたします。7 款 1 項 3 目の区分 5、新型コロナウイルス緊急対策事業

(観光振興)の循環型観光促進業務委託料は、コロナ禍により減退している旅行マイン드의回復と市内の循環型観光促進に向けてモニターツアーの実施や交通事業者との連携などによる旅行商品の造成を行うものです。

おもてなしクーポン券発行事業費補助金は、Go Toキャンペーン終了後の経済対策として、市内の旅館・ホテルなどに宿泊された方に対し、市内の登録飲食店やお土産店などで使用できる無料の地域商品券発行に伴う補助金で、1人当たり2,000円を2万人分発行するものです。

駅前広場等活用促進事業費補助金は、JR久大線開通などを契機にコロナ禍で疲弊した周辺地域への誘客対策として駅前広場等を活用した集客事業に対する補助金でございます。

ゆふお得旅キャンペーン促進事業費補助金は、旅行消費の回復に向け、4月から6月までの平日に旅行者の増加及び地域交通事業者の支援を目的として、公共交通機関を利用した観光客の皆様へ1人当たり1,000円のクーポン券を配付することに伴う補助金でございます。

77ページをお願いいたします。8款2項2目の区分1、道路整備事業(社会資本整備事業(改良))の工事請負費は、国の第3次補正を受け追加内示があった市道東行田代線3工区に係る工事費で、特定財源として国の社会資本整備総合交付金を充当しております。

区分5、道路整備事業(社会資本整備事業(補修))の工事請負費は、市内の橋梁・トンネルの補修に係る事業費決定に伴う減額でございます。

83ページをお願いいたします。9款1項1目の区分5、新型コロナウイルス緊急対策事業(消防)の消耗品費は、感染防護衣やマスク、手袋等の感染予防対策用品。工事請負費は、消防本部施設の網戸設置工事です。

85ページをお願いいたします。9款1項3目の区分3、災害対応事業の災害被災者住宅再建支援事業費補助金及び宅地被害復旧支援金は、申請実績及び見込みに基づき減額するものです。

また、大分県災害時支援物資市町村負担金は、令和2年7月豪雨において由布市が要請し大分県から緊急配付されたビニールシート等の求償額です。

89ページをお願いいたします。10款1項2目の区分8、新型コロナウイルス緊急対策事業(教育環境)は、接触による集団感染防止対策として市内全ての幼稚園、小中学校の洗面所等の自動水栓化工事を行うものです。

10款1項3目の区分3、新型コロナウイルス緊急対策事業(学校教育)の需用費は、小中学校での感染症対策用の飛沫防止ガードや使い捨て手袋、消毒液等の経費です。備品購入費は、ICT教育の環境整備として、授業や集会等で活用する液晶モニターの購入費です。

97ページをお願いいたします。10款6項1目の区分3、新型コロナウイルス緊急対策事業(社会教育)の委託料は、令和3年8月でシステム保守が満了する図書館システムの更新改修業務委託料で、備品購入費は市立図書館3館分の図書購入費となっております。

105ページをお願いいたします。11款1項1目の区分1、農業用施設災害復旧費の工事請負費は、7月豪雨災害及び台風第10号災害に係る工事費の増額で、特定財源として国庫財源を伴う災害復旧費県補助金も増額をしております。

また災害復旧補助金は、農地等災害復旧事業補助金、小災害の対象者である農業者等が補助金申請までに日数を要する見込みであること等を鑑み、一部令和3年度予算へ振り替えたため減額をするものでございます。

107ページをお願いいたします。11款2項1目の区分1、公共土木施設災害復旧費の工事請負費の減額は、黒川橋など橋梁河川の一部において施工時期が限られていることから、令和3年度予算へ振り替えたため減額をするもので、災害復旧費国庫補助金も減額をしております。

13款2項1目の区分1、基金積立て事業の新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資利子補給基金積立金は、議案第2号にあります設置をする基金に地方創生臨時交付金を活用し、特別融資に係る後年度負担の利子補給金を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 人己君） ここで暫時休憩をします。再開は13時15分とします。

午後0時26分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（佐藤 人己君） 再開します。

次に、議案第23号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長であります。議案第23号について詳細説明をいたします。

議案第23号、令和2年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和2年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,622万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年2月25日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、保険税の減免による減額と国県支出金の交付決定及び事業実績見込みに伴う繰入金の調整を行うものであります。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

では、歳入の6、7ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は、被保険者数の減少及び、主に新型コロナウイルス感染症、7月豪雨災害による保険税減免措置により3,681万4,000円を減額するものであります。

5款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症による保険税減免措置に対する災害臨時特例補助金281万3,000円を追加するものであります。

次に、6款1項県負担金は、特定健康診査等に係る負担金の額の決定に伴い、636万3,000円を減額するものであります。

8、9ページをお願いいたします。6款2項1目保険給付費等交付金、区分1、普通交付金は支出の第2款保険給付費に充てられるものであります。事業費の増額により1,482万3,000円を追加するものです。区分2、特別交付金は、交付決定見込み額によりまして、449万円を減額するものであります。

次に、10款1項1目一般会計繰入金は、334万9,000円の追加であります。区分1、保険基盤安定繰入金、区分3、財政安定化支援事業繰入金は、額の決定に伴いまして増額するものであります。区分2、出産育児一時金等繰入金、区分4、その他一般会計繰入金は、歳出の1款の総務費及び2款の4項出産育児諸費の事業費の減額により財源を調整するものであります。

10款2項1目基金繰入金は、歳出の3款国民健康保険事業納付金の財源である保険税等の不足により3,853万6,000円を追加し充当するものであります。

12款3項2目一般被保険者第三者納付金は、実績見込みにより162万2,000円を減額するものであります。

続きまして、歳出を説明いたします。

10、11ページの1款総務費は不用額を減額するものであります。1項の総務管理費は12万9,000円、2項の徴税費は28万2,000円、3項の運営協議会費は6万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

財源のその他は、一般会計繰入金であります。

12ページから17ページの2款の保険給付費であります。給付実績及び今後の見通しによりまして、総額で1,818万9,000円を増額しております。財源といたしましては、県の補助金であります。

続きまして、18ページ上段を御覧ください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源の組替えであります。県支出金と一般財源である保険税を減額し、その他の財源である繰入金を4,227万円充てるものでございます。

続きまして、18ページの中段から次のページの上段までの4款保健事業費は、事業実績等見込みにより不用額を減額するもので、4款で743万1,000円の減額であります。財源内訳は、国県支出金741万7,000円の減額、一般財源1万4,000円の減額であります。

20ページ、21ページ中段の7款1項3目一般被保険者還付加算金は、不用額の5万円を減額するものであります。

以上であります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第24号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（後藤 睦文君） 高齢者支援課長でございます。議案第24号の詳細説明を申し上げます。

議案第24号、令和2年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）。令和2年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,830万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,884万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年2月25日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。事項別明細書6、7ページをお願いします。

まず歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、当初予算では保険給付費等に応じた第1号保険料の負担割合で計上しておりましたが、直近の調定額等に基づきまして減額等をするものです。

3款1項1目介護給付費負担金、3款2項1目調整交付金、同2目地域支援事業交付金、同3目事務費交付金、4款支払基金交付金、8、9ページになりますが、5款県支出金、7款1項一般会計繰入金につきましては、7款1項3目を除きまして、介護保険サービス給付費や一般介護予防事業費の必要見込み額の減額に伴いまして、予算減額をお願いするものです。

6、7ページにお戻りいただきまして、いわゆるインセンティブ交付金であります3款2項4目保険者機能強化推進交付金、同5目保険者努力支援交付金、それから新型コロナウイルス、豪雨災害による保険料の減免に伴います、同6目災害等臨時特例補助金につきましては、増額分として計上しております。

再度、8、9ページをお願いします。7款1項3目その他一般会計繰入金につきましては、会計年度任用職員の病休による報酬及び第8期介護保険事業計画等策定業務委託料の減額、及び令和3年度介護保険制度改正対応に係るシステム改修に伴います事務費分を減額補正として一般会計より繰り入れるものです。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険料歳入見込み、介護サービス費、地域支援事業費の各減額に伴いまして、基金繰入金の予算減額をお願いするものです。

次に、10、11ページをお願いします。歳出です。上段1款1項1目一般管理費ですが、会計年度任用職員の病休による報酬、令和3年度介護保険制度改正対応に係るシステム改修に伴います委託料の予算減額をお願いするものです。中段1款5項1目計画策定委員会費ですが、第8期介護保険事業計画等策定業務委託料の予算減額をお願いするものです。

下段2款1項1目介護サービス等諸費と、12、13ページになりますけれども、中段2款2項1目介護予防サービス等諸費につきましては、必要見込み額の減額等に伴います予算措置をお願いするものです。

14、15ページをお願いします。上段2款4項1目高額介護サービス等費につきましては、高額介護サービス負担金不足見込み額を補正として予算措置をお願いするものです。

16、17ページをお願いします。中段3款1項1目介護給付費準備金積立金につきましては、介護給付費必要見込み額の減額、保険料減免の補助金余剰に伴いまして、基金に積立てをするものです。

下段4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、介護予防・地域支え合い事業の中でも主力の通所型・訪問型短期集中C型サービス事業が、コロナ禍で対象者減少による不要見込み額分の減額でございます。

18、19ページになりますが、上段4款2項1目一般介護予防事業費につきましても、健やか健康サロン、介護予防活動支援事業、事業所提案型介護予防教室、お茶の間サロン補助金が、各コロナ禍で対象者減少による不要見込み額分の減額に伴います予算減額であります。

その他の款項目につきましては、現計に応じて減額するものです。

以上で第24号の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第25号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 幸洋君） 保険課長です。議案第25号について詳細説明をいたします。

議案第25号、令和2年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和2年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ630万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,690万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年2月25日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、保険料の増額による広域連合への納付金の調整及びシステム改修費の追加措置を行うものでございます。

事項別明細書により説明させていただきます。

歳入の6、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は、保険料収納見込みによりまして、652万8,000円を追加するものであります。

3款1項1目事務費繰入金は、歳出1款の総務費に係る経費の増額分でありまして、74万6,000円を追加するものであります。同じく2目保険基盤安定繰入金は、額の決定に伴いまして、45万8,000円を減額するものであります。

5款1項1目延滞金は、実績により4万円の増額であります。5款2項償還金及び還付加算金は、実績によりまして、55万円の減額であります。

続きまして、歳出を説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、税制改正に伴いましてシステム改修を行います。その経費が85万3,000円ということになります。財源のその他につきましては、事務費繰入金であります。

中段の1款2項1目徴収費は、不用額の10万7,000円を減額するものであります。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収納見込み額の増、611万円を追加するものであります。その他の財源であります45万8,000円の減額は、基盤安定繰入金の減額分であります。

10、11ページをお願いいたします。3款1項1目保険料還付金、2目還付加算金は不用額で55万円の減額でございます。

以上です。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第26号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（三ヶ尻郁夫君） 水道課長です。議案第26号について詳細説明します。

議案第26号、令和2年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和2年度由布市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみを読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額952万3,000円、計9億1,821万3,000円、支出、第2款水道事業費用、補正予定額マイナス814万円、計8億2,836万5,000円。

2ページ目をお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億866万円」を「不足する額3億941万8,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億866万円」を「過年度分損益勘定留保資金3億941万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナス1,758万6,000円、計3億3,386万9,000円、支出、第4款資本的支出、補正予定額マイナス1,682万8,000円、計6億4,328万7,000円。

第4条、予算第6条中、起債の目的、建設改良事業、限度額「2億1,990万円」を「2億300万円」に、3ページをお願いいたします、地方公営企業、災害復旧事業、限度額「4,820万円」を「5,770万円」に改める。

第5条、予算第10条中「2億407万円」を「2億2,773万1,000円」に改める。第1号、上水道事業1億9,348万1,000円。令和3年2月25日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたします。

7ページをお願いいたします。まず収益的収入でございます。1款1項1目1節水道料金の減額補正につきましては、実績によるものでございます。

3目1節一般加入負担金、4節不良消火栓修理、一般会計補助金の増額補正につきましても、実績によるものでございます。5節その他雑収益の増額補正につきましては、水道メーター不具合に伴いますメーカーの保証によるものでございます。

2項2目1節一般会計補助金の増額につきましては、主なものとして、簡水減価償却費相当額の増額によるものでございます。3目1節長期前受金戻入の増額につきましては、確定に伴う増額でございます。5目2節その他雑収益は、実績に伴う増額でございます。

8ページをお願いいたします。収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費の減額補正につきましては、それぞれ実績に伴う減額でございます。

2目配水及び給水費、4目総係費の減額補正につきましても、それぞれ実績に伴う減によるものでございます。

5目減価償却費の増額補正につきましては、主なものとして、旧簡易水道事業分の減価償却費確定に伴う増でございます。

2款1目支払利息及び企業債取扱諸費の減額補正につきましては、企業債利息確定に伴う減額でございます。

3項4目その他特別損失の減額補正につきましても、実績確定に伴う減額でございます。

9ページをお願いいたします。資本的収入でございます。3款1項1目企業債の減額補正につきましては、7月豪雨災害による災害事業債の増額と当初計画事業の見直しによる水道事業債の減額に伴う減額でございます。

2項1目工事負担金の減額補正につきましては、入札減に伴う負担金の減額によるものでございます。

3項1目消火栓建設受託金の増額補正につきましては、建設実績によるものでございます。

5項1目一般会計補助金の減額補正につきましては、児童手当実績による減額でございます。

6項1目国庫補助金の減額補正につきましては、7月豪雨災害査定の結果による減額でございます。

資本的支出でございます。4款1項1目上水道施設費、15節委託料、30節請負工事費の減額補正につきましては、それぞれ入札減による減額でございます。

10ページは、地方債の調書です。それぞれ内訳を記載しておりますので、御一読をお願いい

たします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 議案第26号までの詳細説明が終わりました。

なお、議案第27号から議案第32号までは、予算特別委員会にて詳細説明を受けます。

○議長（佐藤 人巳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月3日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは、明日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後1時39分散会
